

○「屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置することができない地域の指定」

福岡県告示第 794 号

福岡県屋外広告物条例（平成 14 年福岡県条例第 35 条）第 5 条第 1 項第 9 号の規定に基づき、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとするとき、知事の許可を受けなければならない区域を次のように指定したので、同条例第 30 条の規定により告示し、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとするとき、知事の許可を受けなければならない区域の指定（平成 25 年 3 月福岡県告示第 536 号）は平成 30 年 9 月 30 日限り廃止する。

平成 30 年 9 月 28 日

福岡県知事 小 川 洋

屋外広告物表示等の際知事の許可を必要とする区域			
道路の種類	路線名	区域の区間	区域の幅
国道	3号	水巻町、広川町、遠賀町、岡垣町及び新宮町の区間	道路及び路端から500メートル
	200号	小竹町及び筑前町の区間	同上
	386号	筑前町の区間	同上
	495号	遠賀町、岡垣町及び新宮町の区間	同上
	500号	筑前町の区間	同上
主要地方道	北九州芦屋線	遠賀町の区間	同上
	直方芦屋線	遠賀町の区間	同上
	八女香春線	添田町の区間	同上
	宮田遠賀線	遠賀町の区間	同上
	直方水巻線	水巻町の区間	同上
一般県道	福岡日田線	筑前町の区間	同上
	水巻芦屋線	水巻町の区間	同上
	中間水巻線	水巻町の区間	同上
	浜口遠賀線	遠賀町の区間	同上
	黒山広渡線	遠賀町の区間	同上
	原海老津線	岡垣町の区間	同上
	岡垣遠賀線	遠賀町の区間	同上
	湊下府線	新宮町の区間	同上
山田新宮線	新宮町の区間	同上	